

地方独立行政法人会計基準等研究会
公立大学法人部会
公営企業型地方独立行政法人部会
(平成22年度第1回(合同会合)) 議事要旨

【開催日時等】

- 開催日時：平成23年2月28日(月) 13:30~15:00
- 場 所：総務省 低層棟1階 共用会議室4
- 出席者：会田座長、遠藤委員、関川委員、田中委員、中條委員、伊澤委員、岡本委員、武久委員、内山委員、矢挽委員、赤木委員(代理：地方独立行政法人岡山県精神科医療センター企画管理課 中村)、播本委員

三輪大臣官房審議官、諸橋公営企業課長、飯島財務調査課長、阿部行政経営支援室長

【議題】

地方独立行政法人会計基準及び注解の改訂について

【配布資料】

- (資料1) 「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の改訂の概要
- (資料2) 地方独立行政法人会計基準の改訂について(案)
- (資料3) 「地方独立行政法人会計基準」及び「注解」の改訂案(新旧対照表)

【概要】

- 資料1~3について事務局より、それぞれ説明を行った。
- 事務局案に大方の賛同が得られたが、委員から意見のあった賃貸等不動産の時価等の開示に関する注記については、報告書の修正を行うかどうか事務局で整理し、別途委員と調整を行うこととされた。
- 委員からの主な指摘等
 - 賃貸等不動産の時価等の開示に関する注記について、地方独立行政法人では不動産の賃貸を主たる業務としているものはないため、コストベネフィットを考えると国の独立行政法人の基準を同じように適用するのはどうか。
 - 国の独立行政法人と地方独立行政法人で会計基準を変える場合、両者の違いを明確にする必要があるのではないか。
 - 新地方公会計制度の総務省改訂モデルでは、売却可能資産の時価評価をすることとされていることの平仄も考えると、地方独立行政法人の賃貸等不動産の時価の開示が不要とは言えないのではないか。
 - 公立大学法人の場合、国立大学法人との比較可能性を重視する意見が多いので、国立大学法人の学生寮について賃貸等不動産に含めて時価の開示を行っているのであれば、公立大学法人も同様の対応をとることとしてよいのではないか。